

令和2年5月25日
対策本部事務局作成

新型コロナウィルス感染症 小金井市緊急対応方針(第1弾)
に対する進捗状況の確認について

1 いのちを守る

感染症を予防し、医療体制を確保するとともに、市民の皆様の安心に向けた情報提供を行います。

- (1) 発熱外来・PCR検査センターの整備 (5/25 設置・開始)
- (2) 医療機関や福祉施設におけるマスク等の調達支援 (補正予算措置)
- (3) 集団健診の個別健診化 (補正予算措置 6/1 即決案件)
- (4) 施設の休館継続とイベントの延期・中止 (5/1まで中止等措置)
- (5) 市内公園における感染防止 (緊急事態宣言中措置済)
- (6) 各種手続きの郵送対応、各種相談の電話対応の推進 (継続実施中)
- (7) 東京都知事選挙における感染症予防対策 (補正予算措置 6/1 即決案件)
- (8) わかりやすくスピーディな情報提供 (継続実施中)

2 くらしを守る

感染症拡大の影響が市民のくらしに与える影響を抑えて、セーフティネットを強化する取組を迅速に進めます。

- (1) 特別定額給付金（仮称）の迅速な支給 (事業継続実施中)
- (2) 子育て世帯臨時特別給付金の迅速な支給 (事業継続実施中)
- (3) 保育施設及び学童保育所での保育の確保 (一部自粛・実施中)
- (4) 市立小中学校における学習課題の送付やインターネット等を活用した家庭学習の支援 (実施中、一部予定)
- (5) 児童・生徒の心のケアの充実 (継続実施中)
- (6) 生活困窮者への住宅確保給付金の要件緩和 (条件拡大対応中)
- (7) DV、児童及び高齢者等への虐待防止のための相談窓口の充実 (継続実施中)
- (8) 市税、国民健康保険税や下水道使用料等の支払い猶予及び減免 (実施中)
- (9) 国民健康保険における傷病手当金の支給 (補正予算措置 6/1 即決)

3 地域を守る

地域を支える市内事業者や市と協働事業を行う事業者に対して、経営継続に向けた支援を行います。

- (1) 融資相談専用窓口の開設 (5/7 実施中)
- (2) 市内事業者の資金繰りの支援 (3月要件緩和、4月利子補給、20万円支給)
- (3) 地域のニーズを踏まえた飲食店への支援 (情報提供の継続)
- (4) 障がい者、高齢者、子育て支援等の協働事業者へ支援 (検討中)

4 市民サービスの基盤を守る

市民サービスを継続して提供するため、その基盤となる業務継続体制を確保し、国や東京都の支援策を活用します。

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 業務継続体制の確保 | (実施中) |
| (2) 市職員及び窓口等における感染防止 | (実施中) |
| (3) 国や東京都の支援策の活用 | (実施中) |

令和2年5月25日
対策本部作成

新型コロナウイルス感染症 小金井市緊急対応方針（第2弾）
に対する進捗状況の確認について（案）

1 いのちを守る

感染症を予防し、医療体制を確保するとともに、市民の皆様の安心に向けた情報提供を行います。

(1) 発熱外来・PCR検査センターの整備

発熱外来については、近隣市の病院の発熱外来をかかりつけ医により紹介していただきます。PCR検査センターについては、府中市、国分寺市、国立市及び本市の4市医師会が設置・運営を行い、5月中の開設を予定しています。本市では、感染防護衣、搬送用自動車の準備、医師等の執務費補助等、PCR検査に係る総合的な支援を行います。

（5/25 設置、運営開始）

(2) 医療機関及び福祉施設におけるマスク等の調達支援

この間の感染拡大防止の取組等により、マスク約12万枚など新型インフルエンザ対策の備蓄分を既に提供してきました。今後は、感染防護衣、マスク、消毒液、フェイスシールド等を購入し、再備蓄を進めます。

（補正予算対応 6/1 即決案件）

(3) 集団健診の個別健診化

妊婦歯科健診の個別化など各種健診の個別健診化については、5月中の開始に向けて準備を進めています。今後、未受診者へのフォロー手法の確立を図ります。

（補正予算対応 6/1 即決案件）

(4) 施設の利用中止及びイベントの延期・中止

施設の利用については市民の安全を確保することを第一に考え、緊急事態宣言の状況等から判断し、おおむね5月末まで施設を臨時休館としているところです。また、5月8日に「市及び関係団体が実施するイベント等の取扱いについて（方針）」を公表し、市が実施するイベント等は、5月31日までの間、原則中止又は延期としています。

今後においても感染状況に応じての判断となります。各施設とも感染防止対策を図った上で、段階的な施設の再開に向けて準備を進めています。

（下記①②を参考に中止・延期を解除することを検討中）

(①新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ)
(②東京都感染症拡大防止ガイドライン
～「新しい日常」の定着に向けて～)

(5) 市内公園における感染防止

主要公園への注意喚起、公園遊具の一部使用中止等を行っています。
今後も集団利用、長時間利用の自粛のお願いを行っていきます。
(上記①②を参考に自粛等の解除することを検討中)

(6) 各種手続の郵送対応、各種相談の電話対応の推進

郵送対応等により、窓口への来庁による感染リスクの軽減に努めます
(継続実施中)

(7) 東京都知事選挙における感染症予防対策

投票所における感染防止対策とともに、投票所の密集を避けるため、
東小金井駅開設記念会館（マロンホール）における期日前投票の日数増
を実施する準備を進めます。

(補正予算対応 6/1 即決案件)

(8) わかりやすくスピーディな情報提供

市報、ホームページ、広報掲示板等、様々な媒体により、その特性を
いかした情報発信に努めています。緊急事態宣言下における広報として、
小金井市 CoCo パトロール隊による市内巡回広報、防災行政無線、安心・
安全メール、ツイッター等による発信を行っています。

(継続実施中)

2 くらしを守る

感染症の拡大が市民のくらしに与える影響を抑えて、セーフティネット
を強化する取組を迅速に進めます。

(1) 特別定額給付金の迅速な支給

インターネット（オンライン）申請方式の早期申請分及び特例措置（ダ
ウンロード版申請書）申請方式の申請分の 5 月 28 日の支給に向けて作
業を進めるとともに、郵送申請方式については、5 月 25 日の発送に向
けて準備を進めています。

(実施中)

(2) 子育て世帯への臨時特別給付金の迅速な支給

児童手当（特例給付を除く。）を受給する世帯に対し、対象児童一人
につき 1 万円を支給します。6 月 10 日頃の支給に向けて、現在、準備

を進めています。

(準備中)

(3) 子育て世帯等への支援

ひとり親世帯への市独自の支援策として、児童扶養手当の受給者に対し、臨時・特別の給付措置を予定しています(①)。また、育児支援ヘルパー事業の対象者を拡大するとともに、利用者負担を軽減し、切れ目がない支援を図るため準備を進めます(②)。タクシー乗車に利用できる商品券の配布(③)など妊婦の方々への更なる支援強化に取り組んでまいります。

①(補正予算対応 6/1 即決案件) 子育て支援課

②(補正予算対応第2回定例会案件) 子ども家庭支援センター

③(6月から配付予定) 健康課

(4) 保育施設及び学童保育所における保育の確保

保育園及び学童保育所では、登園・登所の自粛を保護者に要請しつつ、保育を実施しています。また、登園・登所の自粛期間の保育料・育成料につきましては、登園・登所日数に応じた還付等に向け準備を進めています。

(準備中)

なお、保育園では、緊急事態宣言解除後も一定期間引き続き登園自粛の継続を検討しています。学童保育所では、学校の再開状況により登所自粛の継続について検討します。

(検討中)

(5) 市立小・中学校における学習課題の送付、インターネット等を活用した家庭学習の支援

児童又は保護者による週2回までの連絡日を設定し、学習課題の送付・提出を実施するとともに、インターネットを活用した学習の支援について検討・準備しています。今後、課題提出後の学習のフォローアップの更なる実施及びインターネット環境が整わない家庭へのICT機器貸出し支援を実施します。

(実施済)

また、臨時休校期間にも子どもたちの学びを継続し、ICT技術を活用した教育機会を確保するため、児童・生徒一人につき1台ずつの教育用パーソナルコンピューターの配備及びこれに伴う各学校の情報通信環境の整備を迅速に進めます。

(補正予算対応 6/1 即決案件)

(6) 児童・生徒の心のケアの充実

学校では、子どもの心の安定を図るため、全員にアンケート調査を実施し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、対応していきます。

(実施中)

また、児童館の閉館並びにプレーパーク及び校庭開放中止による子どもの心的ストレスを緩和するため、自宅でできる工作等の動画等を配信しています。子ども及び保護者の孤立を防ぎ、不安感を解消するための電話窓口を開設しており、児童館開館までの間は継続します。市ホームページに「自宅で楽しめる動画」(健康・スポーツ・歴史・文化・観光・教育・子育て)を配信しており、今後も動画を含めた情報発信を推進していきます。

(実施・継続中)

(7) 生活困窮者への住居確保給付金の要件緩和

4月20日から支給対象者が拡大され、離職した方に加えて、やむを得ない休業等によって収入を得る機会が減少した方も支給対象となりました。今後の申請件数の増加への対応を進めています。

(補正予算対応 6/1 即決案件)

(8) 高齢者世帯への支援

外出を控える高齢者の命にかかる熱中症対策として、冷房機器の購入及び設置に要する費用の助成を予定しています。

(補正予算対応 6/1 即決案件)

(9) 障がいのある方への支援

聴覚障害のある方への意思疎通に係る支援として、市内民間事業者から寄贈されたフェイスシールドを手話通訳の際に活用してもらうよう、手話通訳者関係団体へ配布しました。

(実施済)

(10) D V、児童及び高齢者等への虐待防止のための相談窓口の充実

男女共同参画室では、DV相談窓口を周知するとともに、個人情報保護に配慮しながら、関係各課と連携し対応を行っています。子ども家庭支援センターでは、職員による訪問又は電話連絡を実施しており、学校等関係機関と連携を図りながら、引き続き児童及び家庭の相談支援に努めています。

(継続実施中)

(11) 市税、国民健康保険税、下水道使用料等の支払猶予及び減免

市税、国民健康保険税については、新型コロナウイルスの影響により収入の減少があった方は納税相談を行い、必要な方には徴収猶予の手続を取っています。相談等の増加に対しては、体制を整え、きめ細やかな対応に取り組みます。下水道使用料については、支払が困難な事情がある場合に徴収猶予を実施しており、今後も周知を継続します。

(継続実施中)

また、国民健康保険税、後期高齢者医療保険及び介護保険料の減免を行うよう準備を進めています。国民年金保険料の納付が困難となった場合については、臨時による特例免除を行います。

(準備中)

(12) 国民健康保険等における傷病手当金の支給

労働者が感染した場合及び感染が疑われる場合に休みやすい環境を整備し、感染拡大の防止を図るため、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の加入者のうち、一定の要件を満たした被用者に対し傷病手当金を支給するよう規定の整備を行っています。

(補正予算対応 6/1 即決案件)

(13) 自転車駐車場定期利用者への支援策

休学の影響により自転車駐車場を利用できない状況を踏まえ、学生の定期利用者を対象とした支援策を検討します。

(検討中)

3 地域を守る

地域を支える市内事業者及び市と協働事業を行う事業者に対して、経営継続に向けた支援を行います。

(1) 融資相談専用窓口の開設

東京都の中小企業診断士派遣制度を活用し、市内事業者から融資の相談等を受ける専用窓口を開設しました。

(実施中)

(2) 市内事業者の資金繰りの支援

小口事業資金融資あっせん制度における経営安定化緊急資金について、申込要件の緩和に加えて事業者の金利負担を実質ゼロとする制度の運用を開始しており、利用の拡大を図ってまいります。今後、売上げが減少している市内事業者を対象とした固定費の負担軽減等による市独自の事業継続支援に、スピード感を持って取り組みます。

(補正予算対応 6/1 即決案件)

(3) 雇用に関する支援

事業者の雇用支援策については、雇用調整助成金等、国及び東京都の支援制度について、市ホームページ及びチラシによる広報を実施しています。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響による離職者、学生等に対する支援のため、市の会計年度任用職員として雇用を図ります。

(実施中・検討中)

(4) 地域のニーズを踏まえた飲食店への支援

事業者間の連携による、弁当のテイクアウトやデリバリーの取組について、市ホームページ、ツイッター、市職員への呼びかけ等により積極的に周知を図っています。今後、商工会及び観光まちおこし協会と連携し、地域の実情を踏まえた施策の検討を継続します。

(実施中・検討中)

(5) 障がい者、高齢者、子育て支援等の協働事業者への支援

市内介護事業所及び各地域包括支援センターにマスク200枚を配布し、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所にマスク1,600枚余りの追加配布を行いました。今後、引き続き医療資材等の支援を行うとともに、福祉等に関する事業者からの相談に対し、丁寧な対応を行ってまいります。また、保育園における定期保育、一時預かり及び延長保育の登園自粲に伴う減収分の補填措置の準備を進めています。

(実施中・検討中)

4 市民サービスの基盤を守る

市民サービスを継続して提供するため、その基盤となる業務継続体制を確保し、国及び東京都の支援策を活用します。

(1) 業務継続体制の確保

市職員の感染予防、業務継続を目的に4月13日から交代制在宅勤務を実施しています。また、現在の状況下における当面の執行体制を構築するため、業務継続計画(BCP)の更なる推進を図ります。

(検討中)

(2) 市職員、窓口等における感染防止

窓口における飛沫感染防止のためのビニールシートの設置、消毒、消毒液の設置及び職員のマスク着用を実施しており、今後も感染防止対策を継続します。また、新型コロナウイルスに関する対応(健康管理、自粲関係、時差出勤制度の活用等)を全職員に通知しています。

(実施中)

(3) 国及び東京都の支援策の活用

国及び東京都の支援策を最大限活用し、必要な対応を進めてまいります。

(実施中)

※ 今後は予算規模など事業概要も含め、まとめていけたらと考えています。

新型コロナウイルス感染症を 乗り越えるためのロードマップ

～「新しい日常」が定着した社会の構築に向けて～

はじめに

今、東京は、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症により、かつて経験したことのない闘いの中にある。

この難局を乗り越えるためには、都民、事業者の方々との協力の下、東京の総力を結集して、感染症防止対策を講じながら、経済社会活動を維持していくなければならない。

そのために、本ロードマップでは、「感染症防止と経済社会活動の両立」を図りながら、「新しい日常」が定着した社会を実現するための取組や手順を示すこととする。

ロードマップの5つのポイント

1 緊急事態宣言下においては、外出自粛等の徹底を通じて、感染を最大限抑え込む

- ・緊急事態宣言下では自粛要請を維持 (STAY HOME・STAY in TOKYO)

2 適切なモニタリング等を通じて、慎重にステップを踏み、都民生活や経済社会活動との両立を図る

- ・感染状況や医療提供体制などの観点から7つの指標を用いて常にモニタリング
- ・2週間単位をベースに状況を評価し、段階的に自粛を緩和

3 状況の変化を的確に把握し、必要な場合には「東京アラート」を発動する

- ・感染拡大の兆候を把握した場合には、「東京アラート」を発動し、都民に警戒を呼び掛け
- ・それでも再要請の目安を上回った場合などは、必要な外出自粛・休業を再要請し、感染拡大防止を徹底

4 今後、発生が予想される「第2波」に対応するため、万全の医療・検査体制を整備する

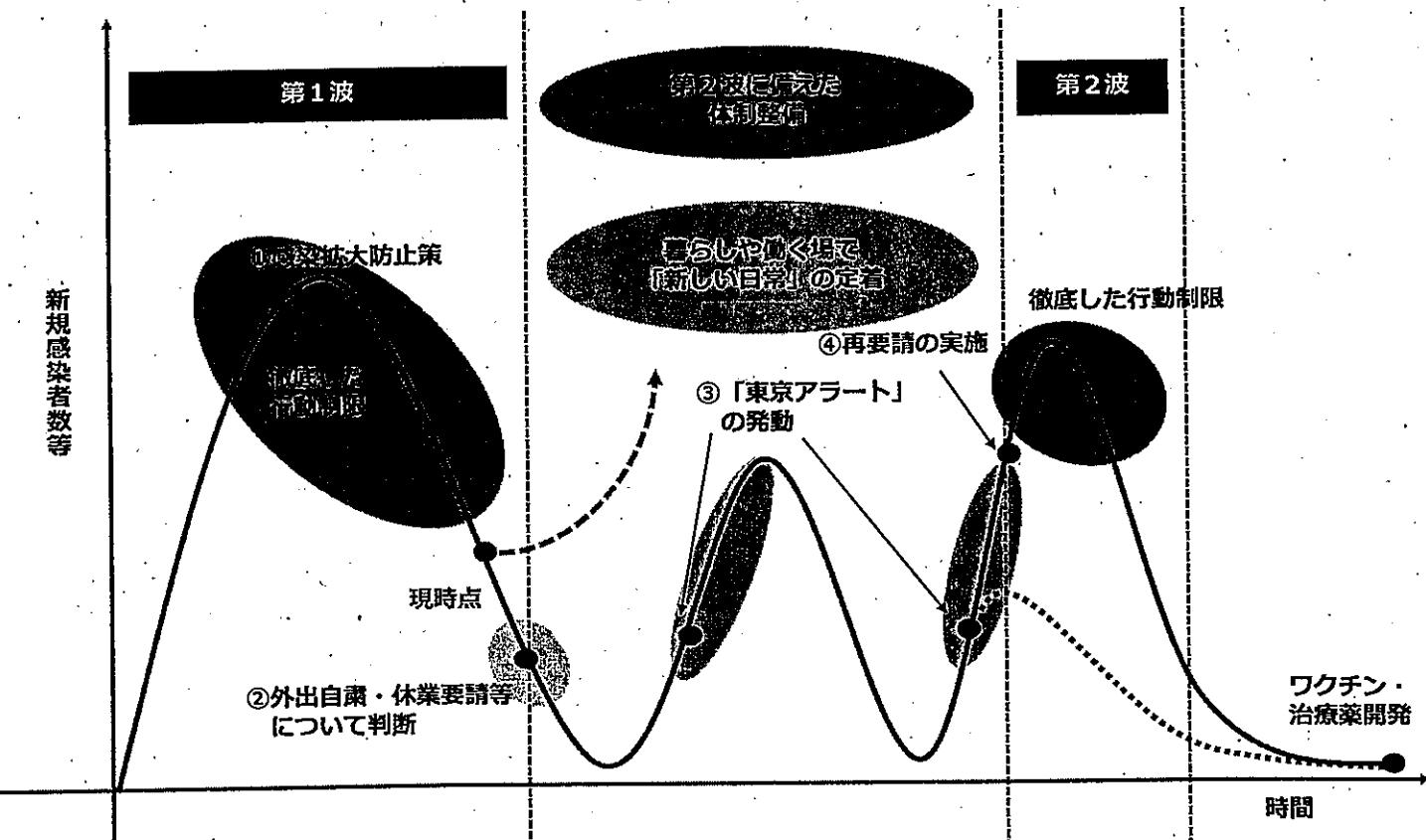
- ・迅速に検査を受けられる体制を充実
- ・症状に応じた医療提供体制を整備するとともに、患者情報を的確に把握し、モニタリングを強化

5 ウィルスとの長い戦いを見据え、暮らしや働く場での感染拡大を防止する習慣

= 「新しい日常」が定着した社会を構築する

- ・都民や事業者に向けて「新しい日常」の考え方とそれを支える施策を提示

ロードマップのイメージ



緩和・再要請を判断する際に用いるモニタリング指標

判断指標	指標項目	国宣言解除	目安となる数値		最新の数値 (5/21現在)	指標の考え方
感染 (疫学的) 状況	①新規陽性者数	<10 人/日 ※	緩和・ アラート	再要請		<ul style="list-style-type: none"> ・感染状況、感染拡大の兆候を把握(②と合わせて判断) ・第1波の感染拡大局面の状況を踏まえて、目安を設定
	②新規陽性者における接触歴等不明率	-	<50%	50%	47.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・市中感染の拡大状況を把握 ・新規陽性者のうち接触歴不明者が10人/日未満となる50%で目安を設定
	③週単位の陽性者増加比	<1	<1	2	0.33	<ul style="list-style-type: none"> ・新規感染者数の直近の増減傾向を把握(1未満=減少傾向、2以上=倍加) ・再要請の目安は、感染拡大が始まった3月下旬の数値を設定
医療 提供体制	④重症患者数	-			42人	<ul style="list-style-type: none"> ・重症者の医療提供体制の状況を把握 ・ICU等又は人工呼吸器管理が必要な患者数を計上 ・都内の救命救急センターの通常診療に影響を与えない水準が52名以下(26機関×2) ・患者数の増加に応じて100~700床を確保
	⑤入院患者数	-			679人	<ul style="list-style-type: none"> ・確保病床の利用状況を把握 ・重篤・重症・中等症用の病床として、患者数の増加に応じて1,000~4,000床を確保
モニタリング (監視体制)	⑥PCR検査の陽性率	-			1.7 %	<ul style="list-style-type: none"> ・新規感染者の動向を把握 ・適切な検査体制を前提とした補助的な指標
	⑦受診相談窓口における相談件数	-			1,014件	<ul style="list-style-type: none"> ・患者数の増減など、感染の兆候を把握

※10万人あたり0.5人という国の指標をもとに都の人口で算出

(①②⑥⑦は7日間移動平均で算出。また、①の数字が10人以下となった場合は、②及び③は参考値とする。)

モニタリング指標の運用方針

「感染(疫学的)状況」、「医療提供体制」、「モニタリング(監視体制)」の観点から、7つの指標について常にモニタリングを行い、東京アラートの発動や必要な休業要請を行うことなどを通じて、感染拡大を適切にコントロールする。

休業要請の緩和

「感染(疫学的)状況」の指標が全て緩和の目安を下回った場合、その他の指標も勘案しながら、審議会の意見を踏まえ、総合的な判断により、緩和を実施。緩和については、2週間単位をベースに状況を評価し、段階的に実施する。

「東京アラート」の発動

1項目以上の「感染(疫学的)状況」の指標の数値が緩和の目安を超える、その他の指標も勘案して警戒すべき状況と判断される場合には、「東京アラート」を発動し、都民に警戒を呼びかける。

休業の再要請

複数の「感染(疫学的)状況」の指標の数値が再要請の目安を超えた場合には、その他の指標も勘案しながら、審議会の意見を踏まえ判断し、再要請を実施する。

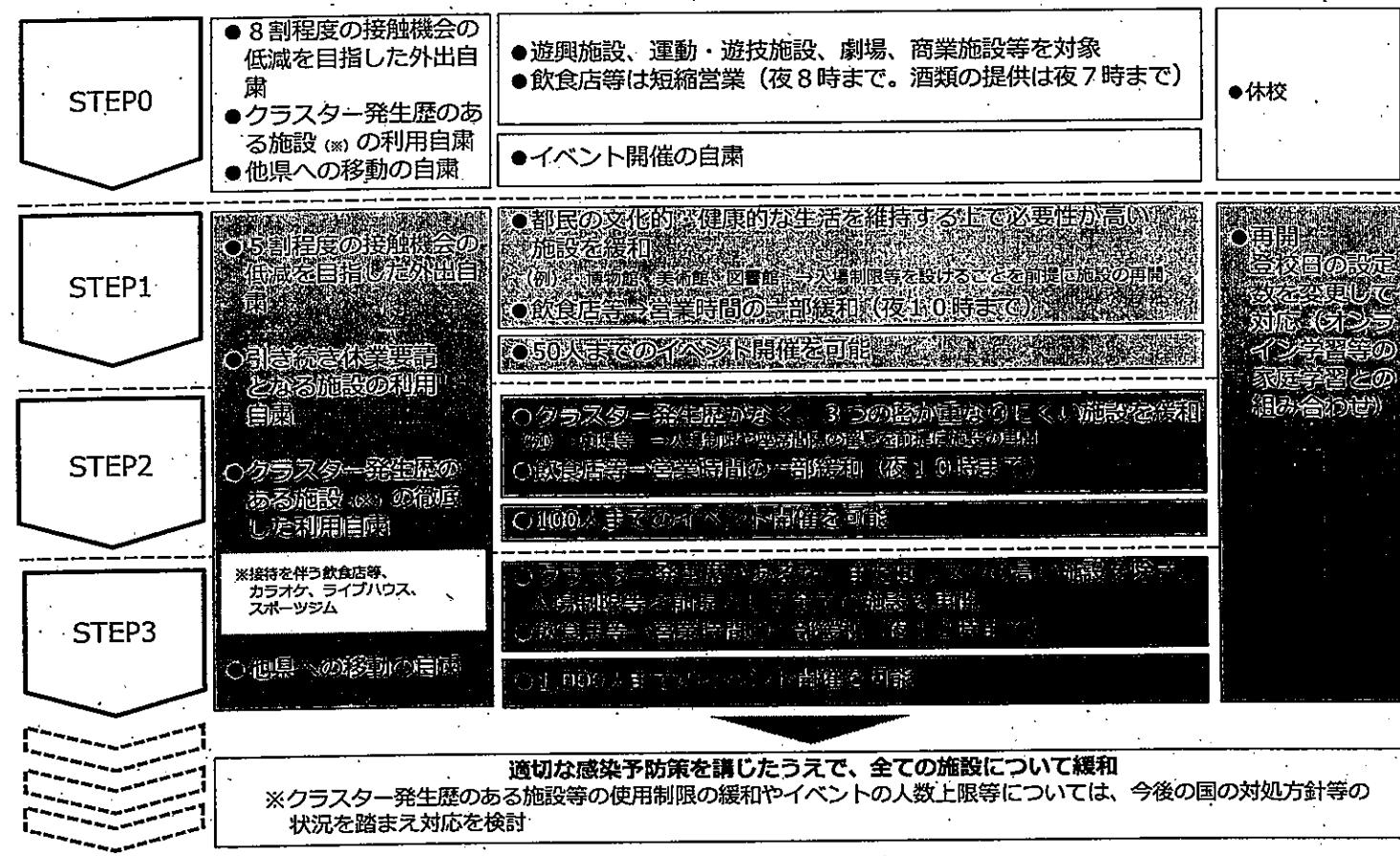
※モニタリング指標の運用については、国の動向や、感染者の状況等に応じて柔軟に実施する

外出自粛、休業要請等の緩和措置の内容

外出自粛

事業者に対する休業要請等

学校



休業要請の緩和のステップ(施設別)

施設の種類	内訳	STEP0	STEP1	STEP2	STEP3
展示施設	博物館、美術館、図書館 等	×	○	○	○
運動施設(屋内)	体育馆、水泳場、ボーリング場 等	×	△ 一部使用制限 新規登録部分は使用停止	○	○
運動施設(屋外)	野球場、テニス場、陸上競技場 等	△ 一部使用制限 新規登録部分は使用停止	△ 一部使用制限 新規登録部分は使用停止	○	○
運動施設(屋外)	屋外水泳場(専ら遊技を対象とする施設を除く)	×	△ 一部使用制限 新規登録部分は使用停止	○	○
大学 等	大学、専修学校(高等専修学校を除く。)、各種学校等の教育施設	○	○ 分散登校等	○	○
文教施設	学校(大学等を除く。)	×	○ 登校日の設定数を変更して対応(オンライン学習等の家庭学習との組み合わせ)	○	○
学習塾等	自動車教習所、学習塾 等	×	○	○	○
劇場等	劇場、映画場、映画館又は演芸場 等	×	○	○	○
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) 等	×	○	○	○
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	×	○	○	○
遊興施設等	ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、競馬投票券発売所、場外車券売場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店 等	×	○	○	○
遊技施設	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、遊園地 等	×	○	○	○
食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等(宅配等を含む。)	○ 新規登録(飲食店を除く)を除くと、新規登録10時まで、喫茶店の営業時間は10時まで(○) 新規登録(飲食店を除く)を除くと、新規登録10時まで、喫茶店の営業時間は10時まで(○) 新規登録(飲食店を除く)を除くと、新規登録10時まで、喫茶店の営業時間は10時まで(○)	○ 新規登録(飲食店を除く)を除くと、新規登録10時まで、喫茶店の営業時間は10時まで(○) 新規登録(飲食店を除く)を除くと、新規登録10時まで、喫茶店の営業時間は10時まで(○)	○ 新規登録(飲食店を除く)を除くと、新規登録10時まで、喫茶店の営業時間は10時まで(○) 新規登録(飲食店を除く)を除くと、新規登録10時まで、喫茶店の営業時間は10時まで(○)	○ 新規登録(飲食店を除く)を除くと、新規登録10時まで、喫茶店の営業時間は10時まで(○)
イベント		○ 接待を伴う飲食店、個室付浴場、等	△ 50人まで	△ 100人まで	△ 1,000人まで
遊興施設等		○ ライブハウス	○ カラオケ	○ 新規登録(飲食店を除く)を除くと、新規登録10時まで、喫茶店の営業時間は10時まで(○) 新規登録(飲食店を除く)を除くと、新規登録10時まで、喫茶店の営業時間は10時まで(○)	○ 新規登録(飲食店を除く)を除くと、新規登録10時まで、喫茶店の営業時間は10時まで(○)
運動施設	スポーツジム	○ 新規登録(飲食店を除く)を除くと、新規登録10時まで、喫茶店の営業時間は10時まで(○) 新規登録(飲食店を除く)を除くと、新規登録10時まで、喫茶店の営業時間は10時まで(○)	○ 新規登録(飲食店を除く)を除くと、新規登録10時まで、喫茶店の営業時間は10時まで(○) 新規登録(飲食店を除く)を除くと、新規登録10時まで、喫茶店の営業時間は10時まで(○)	○ 新規登録(飲食店を除く)を除くと、新規登録10時まで、喫茶店の営業時間は10時まで(○) 新規登録(飲食店を除く)を除くと、新規登録10時まで、喫茶店の営業時間は10時まで(○)	○ 新規登録(飲食店を除く)を除くと、新規登録10時まで、喫茶店の営業時間は10時まで(○)

* ○: 使用可 △: 一部使用制限 ×: 使用停止

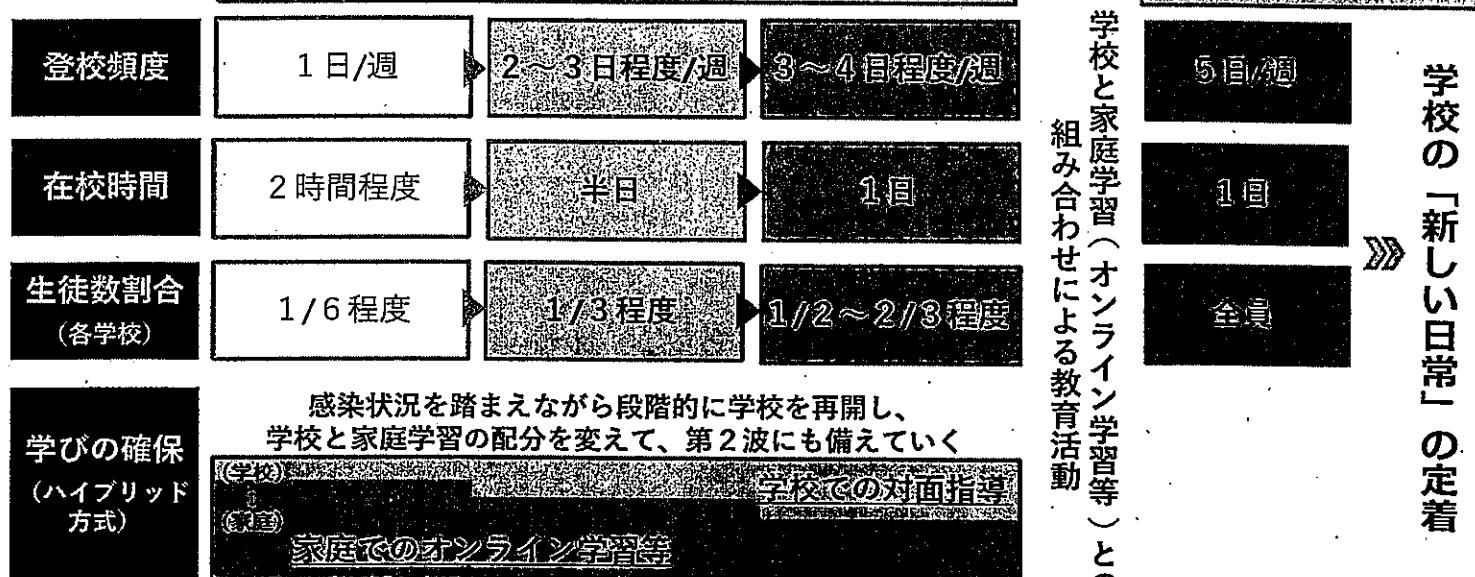
* 施設の使用を再開する場合には、都や業界団体のガイドライン等を踏まえ適切な感染拡大予防対策を講じること。

* 運動施設や劇場等の人数については、イベントの上限人数と連動(今後の国の対処方針等の状況を踏まえ、対応を検討)

* クラスター発生歴のある飲食店等の使用制限の緩和やイベントの人数上限等については、今後の国の対処方針等の状況を踏まえ、対応を検討

学校の段階的再開

段階的再開（分散登校）のイメージ（※都立高校の例）



学校の「新しい日常」の定着

基本的な感染防止策の徹底
～ガイドラインを作成・制定～

- 授業中も身体的距離（1~2m）を確保
- 毎朝自宅で検温し、登校時にも体温測定
- 手洗い及び咳エチケットを徹底
- 授業中も含めて換気を十分に行うなど

感染防止の追加取組の実施例

- 教壇や相談室などにアクリル板を設置
- サーモグラフィーや非接触式体温計で体温を測定
- 診断時の医師や特別支援学校の教員等はフェイスシールドも活用
- 教壇ほか、列ができる場所にマスキングテープを貼る

「第2波」に備えた検査・医療等の体制整備

今後予想される第2波に備え、国に対して水際対策の強化の徹底を求めるとともに、検査体制の拡充、症状に応じた医療体制の確保、患者情報や感染状況の的確な把握等をできる体制を整備

【これまでの対応】

検査	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 健康安全研究センター・民間検査機関の体制強化 ✓ かかりつけ医・PCRセンターとの連携による検査体制の拡充（最大約3,100件/日に拡大）
----	--

【感染の再拡大期も見据えた今後の対応策】

迅速に検査を受けられる体制の充実	
✓ 新型コロナ外来の拡充・PCRセンターの設置支援により、都内全域における検査体制を充実（今後46区市町村に拡大）	
✓ 新たな検査機器、試薬、抗原検査等の活用に積極的な設備整備・人材育成の促進による検査能力増強	

これまでの都の取組を検証し、 症状に応じた医療提供体制を整備

医療	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 都立・公社病院を中心とした民間医療機関の協力を信頼し、児童青少年に適した病床確保を着実に推進（3,300床確保） ✓ 軽症者用の宿泊療養施設を確保（5施設×2,865室）
----	--

これまでの都の取組を検証し、 症状に応じた医療提供体制を整備	
✓ 発生状況に応じて病床を確保（最大4,000床）	
✓ 重篤・重症・中等症用病床のほか、診療機能に応じた感染症・児童青少年医療機関（当初約20施設）・専用医療機関の整備	
✓ 軽症者用の宿泊療養施設の確保	
✓ 医療機関における感染症対策人材の育成・確保	
✓ ガイドラインや動画作成など院内等感染防止対策の強化	
✓ 医療物資の確保（マスク・アルコール消毒液・防護服）	

患者情報の的確な把握・モニタリングの強化等

患者情報 ・ 感染状況	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「患者情報管理センター」の設置 ✓ 都職員派遣による保健所の取組支援・保健所・医療機関等との連携
-------------------	---

患者情報の的確な把握・モニタリングの強化等	
✓ 都と保健所の一括的な取組の推進による情報管理・患者支援機能の強化	
✓ 接触確認アプリの活用等による接触状況の把握	
✓ 抗体検査による都民の感染状況の調査及び研究	

迅速に検査を受けられる体制の充実

概要

- 検査を受ける必要がある人が必ず迅速に検査を受けられるよう体制を整備
- 新型コロナ外来の拡充・PCRセンターの設置支援により、都内全域で検査体制を拡充
- 新たな検査機器、試薬、抗原検査等の活用や積極的な設備整備・人材育成の促進による検査能力の増強等

【これまで】

①検査受診場所

新型コロナ外来 80か所
PCRセンター 16か所
(46区市)
×4月末現在

②検査処理能力

【実績】
平均 約1,000件/日
最大 約1,800件/日
最大処理能力 約3,100件/日
×4月末現在

③検査手法

PCR検査 (咽頭拭い・唾液)



検査機会の拡大

検査能力の拡充



【これから】

都内全域で検査体制を拡充

新型コロナ外来 100か所
PCRセンター 38か所
(46区市町村)
／多摩地域での新型コロナ外来
PCRセンターの設置促進

都内全体での検査処理能力の向上

最大処理能力 約10,000件/日を目指す
／新たな検査機器の導入支援
／大学等研究機関の活用

多様な検査手法の活用による検査時間の短縮

／唾液によるPCR検査の導入
／抗原検査キットの導入

医療提供体制の整備（①病床確保・運用）

概要

- 新型コロナ感染症の専門家等の協力を得て、感染状況・患者動向を把握・分析
- 感染拡大の兆候等がある場合には、必要に応じ、「東京アラート」の発動前から、必要な医療提供体制の準備に着手
- 感染拡大の状況に応じた病床確保とともに、患者の重症度や特性に応じて確実に受け入れ

【これまで】

5段階で病床を確保

[LV.1] 1,500床 [LV.4] 3,000床
[LV.2] 1,150床 [LV.5] 4,000床
[LV.3] 2,000床

・都立公社病院を中心とした民間医療機関の協力を得て、病床確保を着実に推進
3,300床確保（4月）

・軽症者用の宿泊療養施設を確保（5施設2,865室）

発生状況に応じたレベル設定の見直し

患者の重症度や特性に応じた受入体制の強化

早期に病床を確保できるよう3段階に見直し

[LV.1] 1,000床（うち重症100床）
[LV.2] 3,000床（300床）
[LV.3] 4,000床（700床）

・都立公社病院を中心とした病床確保
重点的に患者を受け入れる感染症入院重点医療機関を指定

【重症】重症・重篤・中等症
【患者特性】認知症・小児・周産期・透析・精神・神経難病等

・中等症患者を中心に受け入れる感染症専用医療機関を整備

・軽症者等用の宿泊療養施設を確保
感染拡大時に速やかに開設できるよう、複数の事業者等と覚書を締結

医療提供体制の整備（②院内等感染防止対策）

概要

- すべての医療機関における院内感染防止対策を徹底
- 入手困難な医療物資を安定的に供給し、院内感染を防止

感染症対策人材の育成・確保

○医療機関における感染症対応の強化

- ・感染症専門医や認定看護師が一般診療科の医療従事者に対し感染症医療に関する指導・支援等を実施

○高度医療人材の育成

- ・重症患者の診療にあたることのできる医療従事者を養成

○看護師の現場復帰の促進

- ・看護協会と連携し、現場を離れている看護師を迅速に確保できる仕組みを構築
- ・現場実習など、現場復帰に必要な訓練を実施

院内等感染防止対策の強化

○東京DMATによる助言・相談

- ・必要に応じ、東京DMAT隊員を派遣し、病院の状況を踏まえた助言・相談を実施

○動画等を活用した院内研修

- ・東京DMATの協力のもと、院内感染防止のための具体的な対応策を盛り込んだ動画やガイドラインを作成・配布
- ・個人防護具着脱手順書・動画等を活用した研修を実施

医療物資の確保

○個人防護具（防護服、N95マスク等）を医療機関へ配布

年度当初 約180万セット備蓄

約50万セット配布済み（4月末）

在庫約150万本今後260万購入
年間390万セット確保

○サージカルマスクを購入し、寄付や国供給分も含め医療機関へ配布

約1,300万枚配布済み（5月現在）

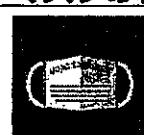
今後約9,300万枚確保

○今後の備蓄品について、必要品目、数量を改めて検証・確保

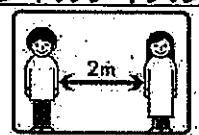
暮らしや働き方の「新しい日常」

新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために、暮らしや働く場での感染拡大を防止する習慣＝「新しい日常」を、一人ひとりが実践していきましょう。

手洗いの徹底・マスクの着用



ソーシャルディスタンス



SOCIAL DISTANCE (距離を保とう)

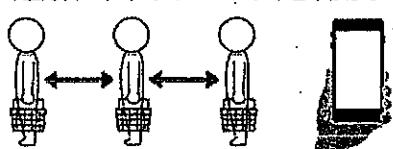
「3つの密」を避けて行動



NO!! 3密

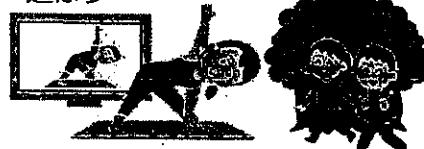
買い物

- 少人数・短時間で済まそう
- レジで並ぶ時は間隔をあけよう
- 通販やキャッシュレスを活用しよう



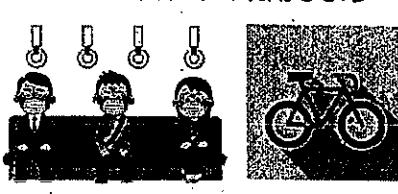
娯楽・スポーツ等

- オンラインを活用し楽しもう
- 公園は空いている時間、場所を選ぼう



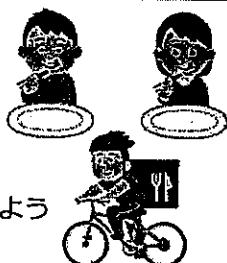
公共交通機関

- 混んでいる時間帯を避けよう
- 歩くや、自転車を利用しよう



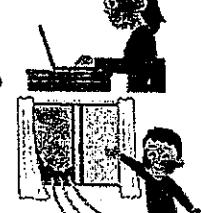
食事

- お箸やお皿の共用を避ける、座り方を工夫するなど、新しい食事マナーを実践しよう
- テイクアウトやデリバリーを利用しよう



働き方

- テレワークや時差出勤を広げよう
- オンライン会議やはんこレスを進めよう
- ついたてや換気、消毒など、職場に応じた工夫をしよう



事業者向け「東京都感染拡大防止ガイドライン」

～「新しい日常」の定着に向けて～

- 事業を再開するに当たって、利用者・従業員を守るために、感染防止対策が必要
- 本ガイドラインは、施設を継続的に使用するための方向付けとなる

1. 商業施設等利用者への対策

入場時における対策	<ul style="list-style-type: none"> ・日時指定予約や時間制来場者システム、完全予約制の導入 ・整理券やオンラインチケットの販売等による混雑緩和 ・マスクの着用（利用者に対する周知）等
-----------	---

施設内における対策	<ul style="list-style-type: none"> ・人ととの間隔確保（できるだけ2m） ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒 等
-----------	---

2. 従業員への対策

従業員の体調管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯 ・事前の検温等の実施 ・体調不良の場合は必ず休養
-----------	--

営業中ににおける対策	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員のマスクの着用 ・扇風機の外部へ向けての使用
------------	---

休憩時における対策	<ul style="list-style-type: none"> ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
-----------	--

3. 施設環境整備

レジ・窓口等	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ・窓口等の対面する場所にアクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽 ・チケットレス、キャッシュレス導入による入場時の接触回避 等
--------	--

トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・適時、拭き上げ消毒 ・できるだけペーパータオルを設置
-----	--

ごみの回収	<ul style="list-style-type: none"> ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る ・ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用
-------	---

清掃・消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・タッチパネル、ベンチ、エレベーターのボタン等、不特定多数が触れる場所の清掃・消毒
-------	---

4. 感染者発生時に向けた対応

迅速な把握と情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客リストやアプリケーションの活用などによる来場者の把握
------------	---

5. 各施設別のガイドライン

各施設	<ul style="list-style-type: none"> ・20の業界別の感染拡大防止例 ・各業界団体作成ガイドラインの周知徹底
-----	--

「新しい日常」の定着に向けた多面的なサポートを推進

都民・事業者のセーフティネットの充実、感染症防止と経済社会活動との両立、社会構造の変革などの取組を通じて、「新しい日常」が定着した社会を構築していく

セーフティネットの充実

- ・中小企業への制度融資支援
- ・生活福祉資金（災害・小回資金・総合支援資金の交付貸付）
- ・一時住宅による居住支援
- ・緊急就業相談ダイヤル・窓口設置
- ・第三の就職氷河期を生き抜くための先手の施策
- ・不安や悩みを抱える子供やひとり親家庭へのサポートの充実

感染症防止と経済社会活動との両立

- ・感染拡大防止に資する新事業分野へのビジネス展開支援（例：県でも取り組むマスクや非常用型の新商品などの販路開拓等）
- ・非接触型サービスの導入等
- ・新しい生活様式に対応した商業施設の支援
- ・事業者によるガイドライン等に基づく対策の実行支援
- ・高齢者や障害者等の見守りサービスの充実

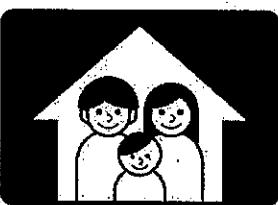
社会構造の変革

- ・分担的なテレワーク環境整備による働き方改革の促進
- ・オンラインによる一貫した就業支援システムの構築
- ・オンライン教育の充実による途切れのない学びの確保
- ・都の行政手続をデジタル化しデジタルガバメントを推進
- ・デジタルトランザクションの加速化

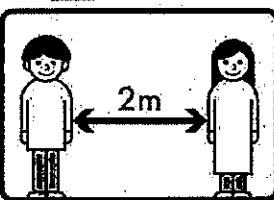
「新しい日常」が定着した社会を構築

1都3県による連携

STAY HOME



みんなで守ろう
「いのちと暮らし」



SOCIAL DISTANCE

1都3県共同メッセージ

緊急事態は継続中

感染予防を改めて徹底しましょう

- ・外出の自粛
- ・お互いに2mの距離を確保
- ・手洗い・咳エチケットなどの取組

次なる感染拡大の波に備えて

我々は連携を更に深めて全力で

- ・みんなの「いのちと暮らし」を守ります
- ・一歩進んだ新しい社会を実現します

水際対策の強化に関する国要望

- ・入国管理・検疫体制の強化
- ・接触追跡システムの構築等による
感染経路の把握

フェイスシールドの寄附及び配付先

配付合計 218個（予定を含む）
残 82個（PCR検査業務等今後の対応用）

日付	受入・配付先	寄附	配付
R2.5.22まで	コネクテッドロボティクス株式会社有志チーム	300	
	公立小中学校養護教諭		15
	中間処理場		13
	道路管理課		5
	健康課		20
	図書館		10
	介護福祉課		15
	自立生活支援課		10
	歯科医師会		60
	医師会		70

2020年5月25日

小金井市長 西岡真一郎様
小金井市教育長 大熊雅士様

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書（4）

市民といっしょに力エル会
市議会議員 片山かおる

新型コロナウイルス感染症対策のため、日々、市職員と共に、市民のために様々な施策を検討、実施していただいていることに感謝しております。

5月21日の全員協議会の質疑とその後の状況を踏まえ、再度の要望と、新たな項目を追加しました。

また、全員協議会での教育委員会の答弁については、非常に不誠実だったと考え、抗議文を市長と教育長あてに送りましたので、対策会議にも提出させていただきます。

市議会に対し、誠実な対応で説明、答弁することを強く求めます。

今後は、コロナ対策関係は、全ての会派が参加する特別委員会を設置するべきと考えます。

1. 不登校の子どもたちへの支援について

市民から以下の質問と要望をいただきました。

「2020年5月11日、第3期学校休校方針についての教育長からの説明には、不登校の子どもたちについての言及は一切ありませんでした。

小・中学校の臨時休校期間、不登校の子どもたちへの支援はどうなっていたのでしょうか。学校やもくせい教室の指導員からの電話連絡、状況確認などは行っていたのでしょうか。6月1日からもくせい教室が再開すると発表されましたが、長い休校で、普段から外に出ることができにくい子どもたちが、元の状態に戻るのに時間がかかるのは、容易に想定されます。学校、もくせい教室、SSWが連携し、子どもたちへの支援を更に手厚くしていただきたい。また、小金井市が進めていこうとしているオンライン学習こそ、不登校の子どもたちの学びを充実させる、学びの権利を保障するツールとして始める検討はどうでしょうか。」

2. 学校再開にあたり、子どもの権利にもとづく学校の対応を

小中学生のときに、小金井の公立学校でいじめを受けていた市民から、学校再開にあたって、学校でのいじめ対策はどうなっているのか、という心配の声が届いています。

家庭環境によって学習の差が出ていたり、給食がなかった間に健康状況が悪化している子どもがいじめの対象になる可能性もあります。また、普段と違う学校の様子に敏感に反応し、馴染めない子どももいると考えます。子どもたちの心に十分に寄り添った対応をお願いします。

そのためにも、先生を支援する人たちの人数を増やし、少人数での指導ができるように体制を整えてください。

休校期間中に先生から子どもに対しての直接の連絡がなく、コミュニケーションを取れていない場合、子どもたちや保護者と学校との信頼関係が薄くなっていると考えます。

まずは信頼関係の再構築と、学校で言えない家庭での問題があつた場合を想定して、きめ

細やかな支援をお願いします。

準備登校、分散登校の間、メールに頼らず、電話等での直接の連絡を密にお願いします。

予定より1日でも早く給食を再開してください。

補正予算によるインフラ整備を進めても、オンライン授業への取り組みはもっと後になる、と全員協議会での答弁から推察されます。

オンライン授業を成立させるために、先生方や子ども、保護者の労力を使うことなく、これまでの学校のあり方を、子どもとともに見直してください。

3. 特別定額給付金について

近隣市でも住民票がないホームレスの方への定額給付金支払いについて、様々な検討がされています。市役所を住所地にする、公園を住所地にする、といった対応を行い、速やかに定額給付金が支給できるようお願いします。

マイナンバーカードを利用してのオンライン申請については不具合が多く、近隣市も含む全国の自治体でのオンライン申請の中止が相次いでいます。小金井市も速やかに郵送申請のみにすべきです。

2020年5月25日

小金井市長 西岡真一郎様
小金井市教育長 大熊雅士様

市議会軽視についての抗議

市民といっしょにカエル会
市議会議員 片山かおる

5月21日に開催された全員協議会における指導室長、学校教育部長の不誠実な答弁に抗議します。

5月21日に開催された全員協議会において、市議会議員片山かおるによる「学校再開はいつからと考えているか」という質疑に対し、小金井市教育委員会指導室長は「対策会議の中で決定していく」と答弁。その後、学校教育部長は「校長会ではかりながら検討している」と答弁しました。翌日の5月22日に、市はHPで公表、保護者にも連絡し、記者発表したことで、23日の朝刊に小中学校再開の詳細が掲載され、テレビでも報道されました。

5月22日の発表の前日に開催された全員協議会で、質問があったにも関わらず、不明瞭な答弁しかなかったのはなぜでしょうか？

そもそも、なぜ、全員協議会で、学校再開に関する説明がなかったのでしょうか？

市議会はこの間、様々な協議を重ね、市職員の負担にならないようにしながらも、市民からの疑問や要望に応えるために、開会時間の短縮を念頭に簡潔な質疑をおこないました。

片山は、事前に各会派から、対策会議へのこれまでの要望書のデータ提出に協力いただき、全員協議会前に事前に議員間で共有し、繰り返しの質疑がないような努力をしてきました。

片山の質問に対する教育委員会の答弁についても、時間短縮のため、再質問をすることはしませんでした。

前述した答弁にも関わらず、次の日に行われた詳細な公表を見ると、とても前日に何も決まっていなかったとは思えません。

- 1) 学校再開にかかる検討経過について、全ての情報を明らかにしてください。校長会その他の会議録の公開、省庁からの通知、検討した全ての過程、日程について資料としての提出を求めます。
- 2) もし、前日の全員協議会の前に、学校再開のスケジュールや詳細が決定していたとするならば、議会ではその事実を隠していたことになります。それはなぜなのか、説明と謝罪を求めます。
- 3) 前例のない事態の中で、市役所も市議会も手探りで動いていることと思います。特に学校関係については市民からの不安な声も多く、これまでも様々な質問や要望を繰り返してきましたが、不十分な回答しかありません。市は議会に対し、できる限り誠実な答弁や情報提供を行い、信頼関係を損なうような行為は是正してください。
- 4) 学校休校の決定にかかる経緯から、その後の学校の対応をどこでどのように検討し決定してきたのか、時系列的に精査し、各段階における省庁通知などとともに、資料としてまとめてください。